

## 提供サービスのみに着目した

### サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）・有料老人ホーム区分け図

<p><b>有料老人ホーム</b> 下記①～④のいずれかのサービスを提供</p> <p>①入浴、排せつ等の介護サービス(介護保険適用対象外)</p> <p>②食事の提供サービス</p> <p>③洗濯、掃除、調理等の家事サービス</p> <p>④健康管理(健康の維持増進)サービス (下記⑤～⑥のサービス提供の有無は問わない)</p>	<p><b>寄宿舍</b> (各戸に台所あれば共同住宅)</p> <p>左記①～④のいずれのサービスも提供せず、</p> <p>サ高住登録をしていないもの(⑤～⑥のサービス提供の有無は問わない)</p>
<p><b>サ高住</b> (有料老人ホームに該当するサ高住)</p> <p>上記①～④のいずれかのサービスを提供し、 下記⑤～⑥の両方のサービスを提供し、 サ高住登録をしているもの</p> <p>⑤状況把握サービス</p> <p>⑥生活相談サービス</p> <p>↓</p> <p>○特定施設入居者生活介護の指定を受けうる。 ○老人福祉法の適用あり</p>	<p><b>サ高住</b> (有料老人ホームに該当しないサ高住)</p> <p>左記①～④のいずれのサービスも提供せず、 左記⑤～⑥の両方のサービスのみを提供し、 サ高住登録をしているもの</p> <p>↓</p> <p>○特定施設入居者生活介護の指定は受けられない ○老人福祉法の適用なし</p>

老人福祉法上の「有料老人ホーム」に該当するサービス(上記①～④のいずれかのサービス)を提供している住宅・施設がサービス付き高齢者向け住宅として登録していれば(上記紫色該当部分)、老人福祉法第29条第1～3項の規定による届出をする必要はなく(高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条)、「群馬県有料老人ホーム設置運営指導指針」の適用もありません。

